

## ゆめはっと友の会 会則

(名称)

第1条 この会は、ゆめはっと友の会（以下「友の会」という。）といたします。

(目的)

第2条 この会は、公益財団法人南相馬市文化振興事業団（以下「事業団」という。）が、会員を募り南相馬市民文化会館「ゆめはっと」で行われる事業団主催事業等とおして、芸術文化をより身近にお楽しみ頂くとともに、地域の文化振興に寄与することを目的とします。

(会員の種類)

第3条 会員とは、本会則を承認のうえ、所定の方法により入会の申込みをした「個人会員」「サークル会員」「法人会員」をいいます。

- (1) 個人会員とは、中学生以上の個人の会員をいいます。
- (2) サークル会員とは、中学生以上の個人が3名以上で集まり入会した会員をいいます。
- (3) 法人会員とは、企業もしくは団体の申込みによる会員をいいます。

(会員の特典)

第4条 会員は次にあげる特典を受けられるものとします。

- (1) 事業団指定公演チケットの優先購入（発売枚数に限りがあります）
- (2) 事業団指定公演チケットの会員価格での提供（購入可能枚数に制限があります）
- (3) 情報の早期入手（ゆめはっと通信、事業団主催事業等の公演チラシを郵送します）
- (4) 事業団指定公演ご招待（法人会員対象・年1回以上）

(入会申込み)

第5条 友の会への入会は、次のいずれかの方法により申込みます。

- (1) 南相馬市民文化会館にて入会申込書に必要事項を記載の上、入会金（新規入会時のみ）と年会費を添えて申し込む。この入会手続きをした日を入会日とします。
- (2) 郵便振替にて払込取扱票に必要事項（会員の種類・氏名・フリガナ・住所・生年月日・性別・電話番号）を記載のうえ、入会金（新規入会時のみ）・年会費を振り込む。この振込日を入会日とします。

(会員期間)

第6条 会員年度は4月1日から3月31日までとし、それを会員期間とします。年度途中の入会の場合は当該年度末までを会員期間とします。なお、事業開催日の都合により、前年度中に会員募集を行う場合があります。その際は、入会日から会員資格を有するものとします。

(会員証)

第7条 会員には、会員証を発行します。

- (1) 会員証は、会員本人に限り有効とし、他人に譲渡、貸与はできません。
- (2) 会員証を紛失したり盗難にあったときは、直ちに当事業団へ届け出るものとします。
- (3) 会員証を再発行する場合の再発行費用は100円とします。

(入会金)

第8条 会員は新規入会の際に入会金として500円納入するものとします。

(年会費)

第9条 会員は次に定める会費を負担するものとします。

- (1) 個人会員 2,000円
- (2) サークル会員 1人あたり 1,500円
- (3) 法人会員 1口あたり 10,000円

なお、入会金・年会費とも納入後いかなる理由があってもお返しできません。

(更新)

第10条 会員を更新する際は、申込書に必要事項を記載のうえ、指定の更新期間内に年会費を添えて申し込むものとします。

(退会)

第11条 指定の更新期間内に更新が行われない場合は自動退会となります。退会により会員年度が連続しない場合の再入会は、新規入会者とみなすこととします。

(届出事項の変更等)

第12条 氏名及び住所等に変更が生じた場合は、当事業団へ届け出るものとします。

(個人情報の管理等)

第13条 会員の個人情報は事業団が適切に管理し、第2条に規定する目的以外に使用することはありません。

(事務取扱)

第14条 友の会に関する運営、事務取扱は事業団にて行います。事業団は、自身の裁量により年会費や会則の改定または、会則に定めのない事項を定めることができるものとします。その際は変更内容を会員に通知します。ただし軽微な変更についてはこの限りではありません。

付則

(施行期日)

この会則は、平成26年4月1日から施行します。

付則

(施行期日)

この会則は、平成31年4月1日から施行します。